

## 総務政策委員会記録

開会年月日	平成28年7月11日
開会時刻	午前 9時58分
閉会時刻	午前 10時30分
出席委員名	◎福井 輝夫 ○野崎 隆太 鈴木 豊司 吉井 詩子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 工村 一三
	世古口新吾
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	鈴木 豊司 吉井 詩子
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 総務政策委員会関係分
	議案第58号 伊勢市総合計画審議会条例の一部改正について
	議案第59号 伊勢市施設類型別計画検討委員会条例の制定について
	議案第60号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
	議案第61号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について
	議案第69号 伊勢市隣保館条例の一部改正について
	議案第72号 二見町西津波避難施設新築工事の請負契約について
説明員	総務部長、総務課長、総務課副参事
	情報戦略局長、情報調査室長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、こども課長
	環境生活部参事、戸籍住民課長 <span style="float: right;">その他関係参与</span>

## 審査経過

福井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に鈴木委員、吉井委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、去る7月4日の本会議において審査付託を受けた「議案第57号平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中総務政策委員会関係分」外6件を審査し、若干の質疑の後、すべての議案について全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前9時58分

### ◎福井輝夫委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、鈴木委員、吉井委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る7月4日の本会議において、総務政策委員会に審査付託を受けました「議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 総務政策委員会関係分」外6件であります。

案件名については、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## **【議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 総務政策委員会関係分】**

### ◎福井輝夫委員長

それでは、初めに「議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の10ページをお開きください。

10ページから13ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この電算事務管理費の部分で何点か教えていただきたいと思います。

この議案の中のシステム保守運用事業、1,905万7,000円について、本会議場での御説明では、この社会保障税務番号制度にかかわる団体間総合運用のための経費というふうにたしか言われたというふうに思うんですけども、いわゆるマイナンバー制度にかかわる経費だと思います。具体的にどのようなことをするのかという点について教えていただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

総務課副参事。

●今井総務課副参事

それでは御説明させていただきます。

今回の補正で行います団体間の連携ですけれども、これは総合運用テストというものを実施するということが国のほうから求められております。この総合運用テストといいますのは、情報保有機関が実施する事務のうち、番号法で定められている義務において、他団体と情報提供ネットワークを介して情報の照会ですとか、情報の提供に係る業務運用が正しく実施できるかということ国などから示されております総合運用テスト計画書などに従って業務が正しく動くかということの試行を行い、当該範囲における機能安定性等や業務運用の操作及び手順の正確性、業務効率等の確認を行い、最終的には他団体と情報提供ネットワークを介しまして情報の照会と及び情報提供に係る業務運用が正しく実施できるかということテストするものであります。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。

いよいよ、市民の重要な情報のやりとりが本格的にされていくということのテストかなというふうに思うんですけど、このマイナンバー制度に関してはいまだに決まって運用されるんだからということによしとする動きもあるかなと思うんですけども、そうでないいろんな問題もあるんじゃないかなと思ひまして、この地方公共団体情報システム機構、この欠陥サーバーのシステム障害、これでことしの3月までの間で交付が滞る事態が全国的に相次いだというふうにいろんなことで公表されてますけれども、1,019万人の申請希望者に対して、2割程度しかサーバーの滞りで発行できなかったというようなことが言われているんですけど、伊勢市においても若干そういう影響が出たというふうに聞いているんですけども、3月末時点での申請枚数に対して、受領が完了したのがどれだけあったんかということちょっと数字的に教えてほしいと思います。

◎福井輝夫委員長  
戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

3月末現在のマイナンバーカードの申請につきましては、伊勢市で7,874件ございました。カードの交付につきましては2,387件となっております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員  
わかりました。

7,874に対して2,387ということで、大体5,500人程度が手渡しできなかったということなんですけれども、この件数が約5,500人ぐらいあるということで、比率的にはかなり高かったというように思うんですけれども、こういった方に対してどのような対応をされたんか、具体的にもうちょっと教えてください。

◎福井輝夫委員長  
戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

カードの交付につきましては、2月4日からカードの交付のほうを開始いたしております。また、市民の方の当窓口の混雑を避けるために予約制でカードのほうの交付をさせていただきました。また、休日交付を3月12日、4月24日、6月12日とあと時間外でも対応させていただく等で、カードの発行ということを進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

やっぱり予想以上にいろんな手間がかかってきているんじゃないかなと思います。そのために不要な経費なんかもかかっていると。システムサーバーの根本的な部分で欠陥があるというようなことで、大きな問題じゃないかなと思います。特に市民の重要な個人情報扱うシステムですので、そういう点でも不安になるなというふうに思います。

そこでお伺いしたいんですけれども、これまでにこのマイナンバー制度にかかわって、戸籍以外も含めて、いろんな部署に影響があると思うんですけれども、かかった経費というのはどれぐらいになるのか、その総額、それから市の持ち出し部分、国の負担部分に分けて、わかりましたら教えてほしいんですけれども。ちょっと事前に言っていないので、すぐにお

かりませんか。

◎福井輝夫委員長

どなたかわかりますか。

総務課長。

●中川総務課長

申しわけありません。全体の数字が各課に及んでおりますので、把握はしていないんですけれども、国の補助金の関係だけちょっと説明させていただきます。

総務省のほうと厚生労働省のほうから国の補助金が出ております。総務省のほうについては、システムの改修と運用の関係の部分と戸籍住民課のほうで預かっております番号のカードの交付事務の交付事務費に関する補助金と二手が出ております。総務課のほうの所管としてはシステムの関係ですけれども、主に10分の10ということで補助金が出されております。厚労省のほうについては10分の10と3分の2と、業務の内容によりまして二手に分かれております。ただ、3分の2の残り3分の1は一般財源の持ち出しという格好になるんですけれども、交付税措置が設けられておりますので、ただ全体の事業費、各自治体それぞれでシステムとかいろいろ違っておりますので、人口別で大体標準にかかる費用というのを国のほうで見積もりまして、それに対して10分の10、3分の2という形で交付がされております。したがって、それぞれの実情に応じてシステムの内容も変わっていますので、全て10分の10といたしても、全額補助金が出ておるといえるわけではございません。

以上でございます。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。

伊勢市として具体的にどれぐらいなんかということも目安にしたいと思いますので、できましたら後で資料としていただけたらなというふうに思います。委員長、よろしく申し上げます。

◎福井輝夫委員長

今の伊勢市の現状として知りたいということですが、後から資料を出すことはできますか。総務課長。

●中川総務課長

はい、ちょっとお時間いただきましたらさせていただきます。

◎福井輝夫委員長

そしたらその辺の配付をお願いできますか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

ありがとうございます。

最後にしたいと思うんですけども、このマイナンバー制度については、市民の重要な個人情報やりとりされるといふことなんですけれども、万が一、暗証番号に関するデータが漏れた際の責任の所在についてどうなるのか、こういうことが市民の中からも心配の声として聞いています。このマイナンバーの通知カード及び個人番号カードに関する省令案に関するパブリックコメントというのがされておると思うんです。ここで万が一情報が漏れいした場合はどう対処するおつもりなのでしょうかと、そして続いてその責任の所在はどうなるのでしょうか、というような同種の疑問的な意見がパブリックコメントで出されていたと思います。こういった同趣旨の意見が幾つかあったわけなんですけれども、国に対して、国はどのような考え方を示しているのか、つかんでみえましたら教えていただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

どなたですか。

総務課長。

●中川総務課長

情報漏えいというのはいろいろケース・バイ・ケースで、どこで漏れるか、どのような形で漏れるかというのはいろいろ違いがあるかと思えます。ただ、行政のほうで漏れるということになれば当然行政の責任かというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

いや、責任はあるんですけども、どういうふうに対処するおつもりなのかということで、国が答えとるのは、意見として聞かせてもらいますという程度しか言うてないんですわ。具体的にどういうふうに補償するかということまでは明らかになっていないということで、この責任の所在を明らかにし、そしてどういうふうに解決するかということは国の段階でもはっきりしていないというのは、私、見た限りでは現状なんです。こういった状況の中で、この制度をこのままやっていくというのは本当にどうなんかなという意見がありますんで、私はこのことをもって、後で討論すればいいんですけども、省略して反対をさせていただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、款2総務費を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

次に、8ページにお戻りください。

8ページから9ページ、歳入の審査を一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

国の補助金と県の補助金の関係で1点お聞かせいただきたいと思います。

児童福祉費の補助金の関係なんですが、当初、国の補助金、保育所等整備交付金が1,153万8,000円、それから認定こども園施設整備交付金が574万8,000円ということで計上されておりまして、これ今回全額削除して、新たに県補助金のほうへ安心こども基金保育基盤整備事業補助金2,441万7,000円と700万少しふやした額が計上されております。それに加えて一般財源3,500万円加えて、1,069万5,000円の補助金の増ということでございました。

副市長の補足説明の中で、民間認定こども園の施設整備において、防災、安全対策等の追加工事に対する支援を行いますんやわ、ということで説明がございましたんですが、新年度スタートして3カ月余りでこのような変更になってきたその辺の状況を一度御説明いただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

こども課長。

●藤原こども課長

民間認定こども園に対する施設整備の補助事業になりますが、当初予算時につきましては、県との協議の中で国庫補助金を活用する予定でございましたが、その後、県の基金を活用して、県補助金の補助を受けることとなったため、国庫補助金を全額減額し、事業費の増額分を含めて県補助金を計上させていただきました。

増額となった理由としましては、事業費の増ということになるんですけれども、当初この事業自体がですね太陽光発電設備を設置するという工事が一つございました。これにつきましては、民間の事業者におきまして災害時に電気供給を維持するための蓄電システムを設けるように計画を変更されたことから事業費が増額となりました。またもう1カ所の施設整備におきましては、現在の幼稚園が認定こども園に移行しようとするもので、建築基準法等の関係法令に適合させるための改修工事でございます。これに関しましては、事業を進めてい

く中で改修内容を精査していく中で、排煙設備等、当初予定していた形状からさらに変更が必要となったことから、そのような改修工事の分の事業費の増額となったと、そういったものでございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
ありがとうございます。

県との協議の中で国庫補助から県補助に移ったということなんですが、その協議というのはいつごろされているんですかね。

◎福井輝夫委員長  
こども課長。

●藤原こども課長

協議といたしますのが県との話を継続して行っておりまして。その中で本来この国庫補助事業としましては、平成28年度に新たに国庫補助に移ったものでございまして、当初それを活用するという予定でありましたけれども、国と県とのやりとりの中でも県の基金に残金があるのであれば、まずそちらを活用するということのような見解が国のほうから示されてきたということで、その後、県のほうから市に対して伊勢市のこの事業については県補助金を活用ということによって連絡があったものでございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
ありがとうございます。

あと、補助金の申請というんですか、その流れ、タイミングというようなものを御説明いただけないでしょうか。事業者から恐らく市のほうへ申請があつて、申請をチェックして、県へ上げる、そんな流れになってくるかと思うんですけれども、その辺御説明いただけないですか。

◎福井輝夫委員長  
こども課長。

●藤原こども課長

施設整備の補助に当たりまして、まず民間の事業者のほうから市に対して協議、計画書の提出をいただきます。その後、それを受けて市から県に対して計画の申請をさせていただい



ております。その上で県から補助交付の内示を受け、それを受けて市から民間事業者に対して交付の内示をしております。

さらにその後、県に対しての交付申請あるいは民間事業者から市に対しての交付申請をいただくというような形で進めておるところです。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
今現在どの段階にあるんですか。

◎福井輝夫委員長  
こども課長。

●藤原こども課長

現状ですが、市から民間事業者に対して、内示をさせていただきますして、民間事業者で事業に着手していただいております。事業者は2カ所ございますけれども、2カ所とも設計の入札を終えたところで、これから設計業務に入っていくということで報告を受けております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員  
ありがとうございます。

新年度がスタートしてからわずか3カ月でどうかなという気があったんですが、もう既に内示もされておったというような状況を聞かせてもらいましたんで、理解をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長  
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
他に発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。  
次に、1ページにお戻りいただき、条文の審査に入ります。  
条文の審査についても条文一括でお願いします。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で「議案第57号中 総務政策委員会関係分」の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

◎福井輝夫委員長

休憩を解き再開します。

お諮りいたします。

「議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 総務政策委員会関係分」については、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎福井輝夫委員長

賛成者7名ということで起立多数と認めます。

よって、「議案第57号 平成28年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中 総務政策委員会関係分」は、原案どおり可決すべきと決定いたしました。

### 【議案第58号 伊勢市総合計画審議会条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、条例案議案書1ページをお開きください。

1ページから3ページの「議案第58号 伊勢市総合計画審議会条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言はないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第58号 伊勢市総合計画審議会条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべきと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

### 【議案第59号 伊勢市施設類型別計画検討委員会条例の制定について】

◎福井輝夫委員長

次に、4ページをお開きください。

4ページから6ページの「議案第59号 伊勢市施設類型別計画検討委員会条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

工村委員。

○工村一三委員

少しおつき合い願いたいと思います。

この条例の第2条2項のところで、知識経験を有するものという項目がございます。各いろんな検討委員会等で知識経験者という方を委員会の委員として推薦され、活躍されているというふうに思っております。この施設類型別計画検討委員会という内容を見させていただきますと、マネジメントの関係のことだというふうに思いますけれども、この第1条の中に公共施設等の類型ごとに策定する実施計画という言葉がございます。非常にいろんな公共施設がございます。これをいろんな方面から、あるいは方向から検討され、この計画を策定されるというふうに思っておりますけれども、そこに専門的な知見に基づく意見を聞くためと

いう内容がございます。特にこの専門的、いろんな公共施設を専門的な知見で判断される、検討されるという肩書の知識経験者という方をどういうふうな方を指しているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

◎福井輝夫委員長  
情報調査室長。

●浦井情報調査室長

今回制定させていただく計画は、先ほどお話がありましたとおり、施設類型別計画というものを策定することとしております。この計画は昨年度、策定いたしました公共施設等の総合管理計画に基づきます施設個々の将来の方向性を定めるというものにもなっております。こちらのほうの計画の素案を今年度作成させていただきましてというふうな流れになっております。今、御指摘いただきました委員の構成でございますけれども、今回お願いする委員につきましても、総合管理計画の策定をお願いした委員となっております。

この委員の方をお願いした理由といたしましては、マネジメントの必要性はもとより、今回の本市の取り組みの方針であったり考え方であったりといったものを総合管理計画の策定の段階から御意見を頂戴しておりますので、よく御理解いただいておりますところから、今回もその7名の方に今回の施設類型別計画の検討委員のほうもお願いしようと、このように考えております。

この7名につきましましては、知識経験を有する者ということから5名の方、それから市長の認める者のほうからは2名の方をお願いすることとしております。5名の方につきましましては、公共サービス、行政改革という視点のところから、皇學館大学の教授の方、それから三重大大学の教授の方をお願いをしておりますし、それから建築施設維持という部分から三重県の建築士会伊勢支部の役員の方、それから地域経済、金融行政のほうから百五銀行の支店長の方、それから経営行政改革の考え方から伊勢の商工会議所の方にもお願いすることとしております。

それから市長が認める者というところからしますと、伊勢市の総連合自治会の会長さんということで、施設を御利用いただく市民の代表というような位置づけの中で、また社会福祉協議会から役員の方ということで、施設を管理いただいている方という視点からということで、このような7名の方をお願いしております。

すみません。先ほどちょっと御説明しました皇學館大学のほうは教授でございまして、三重大大学のほうは准教授の方をお願いしております。

こういうふうな7名の方から御意見を頂戴することとしております。ただ、今回の施設類型別計画につきましましては、施設個々の方向性を市が考えていくに対しまして、どういうふうな考え方でいくのかといった基準とします方針であったり、あるいは考え方であったり、そういうふうな部分で市がこれからの方向を定めていく上での考え方が適切であるかどうかという部分につきまして、皆様のほうから御意見を頂戴しながら、市としての方向性を定めていきたい、このように考えております。

以上です。

◎福井輝夫委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

総合計画を作成していただいた方ということで大学の先生等、本当に専門的知識を有している方だということをお聞きしまして安心いたしました。これからこの伊勢の未来にとって大事な仕事でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

◎福井輝夫委員長

ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

討論ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第59号 伊勢市施設類型別計画検討委員会条例の制定について」を原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

**【議案第60号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について】**

◎福井輝夫委員長

次に、7ページをお開きください。

7ページから12ページの「議案第60号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第60号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について」を原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

### **【議案第61号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について】**

◎福井輝夫委員長

次に、13ページをお開きください。

13ページから18ページの「議案第61号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第61号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

#### 【議案第69号 伊勢市隣保館条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、58ページをお開きください。

58ページから60ページの「議案第69号 伊勢市隣保館条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第69号 伊勢市隣保館条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべきと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

**【議案第72号 二見町西津波避難施設新築工事の請負契約について】**

◎福井輝夫委員長

次に、69ページをお開きください。

69ページから75ページの「議案第72号 二見町西津波避難施設新築工事の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第72号 二見町西津波避難施設新築工事の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

本日、御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分

上記署名する。

平成28年 7 月 11 日

委 員 長

委 員

委 員